

福岡県水道広域化推進プラン検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や当面の具体的取組の内容等を定める福岡県水道広域化推進プランを策定するに当たり、学識経験者、消費者及び水道（用水供給）事業者から意見を聴くため、福岡県水道広域化推進プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 福岡県水道広域化推進プランの策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 検討委員会に、委員長1名を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。
- 6 委員の任期は、就任日から令和5年3月31日までとする。

(会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室において処理する。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

別 表

(五十音順・敬称略)

| 氏名 | 所属等 | 委員区分 |
|--------|------------------------------|--------------------|
| 池山 喜美子 | (公社) 全国消費生活相談員協会 九州支部元支部長 | 消費者団体代表 |
| 大友 彰一郎 | 田川広域水道企業団事務局本部 総務・広域事業課長 | 水道事業者代表 (筑豊圏域) |
| 菊池 裕子 | 元九州共立大学経済学部教授 | 学識経験者 |
| 樽井 史朗 | 福岡地区水道企業団施設部 計画調整課長 | 水道事業者代表 (福岡圏域) |
| 野中 昭博 | 福岡県南広域水道企業団総務部 企画財政課長 | 水道事業者代表 (筑後圏域) |
| 姫野 貴司 | 北九州市上下水道局広域・海外事業部 広域事業課長 | 水道事業者代表 (北九州圏域) |
| 広城 吉成 | 九州大学大学院工学研究院 環境社会部門准教授 | 学識経験者 |
| 美谷 薫 | 福岡県立大学人間社会学部准教授 | 学識経験者 |